**平成２９・３０年度古賀市競争入札参加資格者名簿**

**登録業種変更要領（建設工事）**

平成２９・３０年度古賀市入札参加資格者名簿に登録された業種は、随時変更を行っておりません。業種変更を希望される方は、次の要領により業種変更届を提出してください。

平成２９・３０年度の登録において、業種変更は本申請期間のみとなります。

（業種の廃止は随時受付）

管更生工事登録申請を行う場合は、第１希望業種を土木一式工事として登録し、別途「管更生工事登録申請」を行う必要があります。

記

１．受付期間　　　　　平成３０年１月１１日（木）～平成３０年１月１９日（金）

郵送：平成３０年１月１９日までに必着

持参：平成３０年１月１９日１７時までに提出

２．受付方法　　　　　市内業者：郵送又は持参。

市外業者：郵送のみ。

※市内業者とは、古賀市内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店）を有する事業者をいいます。

　　　　　　　　　　　※到着確認の電話・返信等は受け付けません。

　　　　　　　　　　　　必要に応じて追跡確認できる郵送方法で送付してください。

　　　　　　　　　　　※持参の場合も、書類審査は郵送に準じて行います。

　　　　　　　　　　　　持参された際に書類確認を行うものではありません。

３．有効期間　　　　　平成３０年４月１日　～　平成３１年３月３１日（１年間）

４．提出先　　　　　　〒８１１－３１９２

問い合わせ先　　　福岡県古賀市駅東一丁目１番１号

古賀市　総務部 管財課 契約係

**〇建設工事の業種変更**

・変更業種

　　建設業法の定めによる建設業の許可業種

・提出書類

業種変更届（建設工事）及び添付書類は、『「業種変更」提出書類チェック票　兼　不備書類連絡票』の書類番号順に並べ提出すること。

**１．業種変更届（建設工事）（様式１）**

　　変更届けには、本社の所在地、名称、代表者職氏名、印鑑（実印）を記入、捺印すること。

**２．建設業許可証明書（写し）（平成２９年１０月１日以降に発行されたものに限る）**

　　更新手続中の場合、更新手続中であることを証明する書類を添付すること。

　　※許可を受けていない場合は、下記のとおり受付けます。

建設業法第３条の規定による許可(建設業許可)を受けていないもの

「工事１件の工事額が建築一式工事にあっては、１５００万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては５００万円に満たない工事」に対してのみ、有資格者として入札参加資格審査申請を受け付けるので、申請にあたっては十分注意すること。

**３．経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）**

　　申請時において、最新のものを提出すること。（総合評定値（Ｐ点）が記載されたもの）

　　※審査を受けていない場合は、下記のとおり受付けます。

　　　建設業法第２７条の２３第１項の規定による国または県の審査(経営事項審査)を受けていないもの

　　　「工事１件の工事額が建築一式工事にあっては、１５００万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては５００万円に満たない工事」に対してのみ、有資格者として入札参加資格審査申請を受け付けるので、申請にあたっては十分注意すること。

**４．「業種変更」提出書類チェック票　兼　不備書類連絡票（様式２）**

　　会社名、担当者名、担当者連絡先（電話／ＦＡＸ）を記入すること。

**５．業種変更受理書（様式３）**

官製はがき裏に貼り付け、表には住所・商号又は名称を記入し、提出のこと。

　　※３月上旬以降、順次発送します。

**※注意事項**

提出前に、書類が全部そろっているか[『「業種変更」提出書類チェック票　兼不備書類連絡票](http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/nyuusatu/shinsei/shinki/rinji/kouji.html#1#1)』で再度確認すること。

すべての提出書類を上から順に並べてクリアファイルに入れておくこと。

各種諸証明書は複写機による写しでもよい。（写しの書類は鮮明なものであること）